

上尾市下水道条例施行規則及び上尾市下水道指定工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月24日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第64号

上尾市下水道条例施行規則及び上尾市下水道指定工事店規則の一部を改正する規則

(上尾市下水道条例施行規則の一部改正)

第1条 上尾市下水道条例施行規則(昭和50年上尾市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「公共ます等」を「取付管等」に改め、同条第1号中「取付ます又は」を「取付管等の管底及び」に、「インバート管底高」を「インバート」に、「、ます」を「、排水管がます」に、「その周囲をモルタル仕上げとする」を「当該接続箇所の漏水を防止する措置を講ずる」に改め、同条第2号中「取付ます又は雨水ますの底から」を「雨水ますに」に、「箇所に、ます」を「泥だめを設け、かつ、排水管がます」に、「その周囲をモルタル仕上げとする」を「当該接続箇所の漏水を防止する措置を講ずる」に改め、同条第3号中「公共ます」を「取付管」に改める。

第4条第7号に後段として次のように加える。

この場合において、硬質塩化ビニル製汚水ますの内径は、15センチメートル以上とする。

第5条第1項各号を次のように改める。

- (1) 案内図
- (2) 平面図(第2号様式の2)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第7条の次に次の1条を加える。

(指定工事店以外の者が排水設備の工事を行う場合)

第7条の2 条例第7条ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 国又は地方公共団体において排水設備の新設等の工事を行う場合
- (2) 下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の17又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第18条の規定により日本下水道事業団が雨水貯留浸透施設の設置の工事を行う場合
- (3) 排水設備の構造、形状等を勘案し、指定工事店以外の者が行うことが適当であると市長が認める工事を行う場合

第14条第1項第3号中「（昭和33年法律第79号）」を削り、同条第4号中「行う」を「指定する」に改める。

第7号様式中「障害施設設置計画書」を「除害施設設置計画書」に改める。

第10号様式を次のように改める。

除害施設管理責任者選任届

年 月 日

(宛先)

上尾市長

設置者 住 所

氏 名

(電話)

除害施設管理責任者を選任したので、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所	
除害施設管理責任者の氏名	(年 月 日生)
資 格	
資格取得年月日	年 月 日
所 属 部 課 名	(電話)
備 考	

(上尾市下水道指定工事店規則の一部改正)

第2条 上尾市下水道指定工事店規則（平成18年上尾市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「専属責任技術者名簿」を「選任責任技術者名簿」に改め、同項第5号中「専属する」を「選任する」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 選任する責任技術者の雇用関係を証する書類

第2条第3項中「専属責任技術者名簿」を「選任責任技術者名簿」に改める。

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

上尾市下水道指定工事店指定申請書(新規・継続)

(宛先)

上尾市長

申請者	ふ り が な 号 商	
	営業所・店舗の所在地	〒 電話 ()
	代表者の住所 ふ り が な 代表者の氏名	〒 電話 ()

[添付書類]

- 1 申請者が個人の場合は、契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者ではないことを証する書類
- 2 申請者（申請者が法人の場合は、代表者）の住民票記載事項証明書又は住民票の写し及び履歴書
- 3 申請者が法人の場合は、商業登記簿謄本、定款の写し及び代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものではないことを証する書類
- 4 営業所又は店舗の平面図・付近見取図（第2号様式によるもの）
- 5 営業所又は店舗の外部及び内部の状態が分かる写真
- 6 選任責任技術者名簿（第3号様式によるもの）
- 7 選任する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証の写し
- 8 選任する責任技術者との雇用関係を証する書類
- 9 工事の施工に関し必要な設備及び器材を有していることを証する書類及び写真
- 10 既に指定工事店証の交付を受けている場合にあつては、その写し

営業所又は店舗の平面図・付近見取図

平面図

敷地面積 m^2 、店舗面積 m^2

付近見取図

線 駅下車バス・徒歩 分

- ※1 営業所又は店舗の外部・看板及び事務所の内部の状態が分かる写真を添付すること。
- ※2 平面図は、敷地及び事務所の間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
- ※3 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れて分かりやすく記入すること。

年 月 日

選任責任技術者名簿

(宛先)
上尾市長

指定番号 第 号

商号

営業所・店舗 〒

所在地

電話 ()

代表者氏名

ふりがな 氏名	住 所	登録市町等	摘 要
		登録番号	
	〒		
		第 号	
	〒		
		第 号	
	〒		
		第 号	
	〒		
		第 号	
	〒		
		第 号	
	〒		
		第 号	

※県内の他の営業所又は店舗の責任技術者を兼任する場合は、摘要欄下段に兼任する営業所又は店舗を記入

第5号様式から第9号様式までを次のように改める。

年 月 日

上尾市下水道指定工事店証再交付申請書

(宛先)

上尾市長

申請者	指 定 番 号	第 号
	ふ り が な 指 定 工 事 店 名 (商号)	
	営 業 所 ・ 店 舗 の 所 在 地	〒 電 話 ()
	ふ り が な 代 表 者 の 氏 名	
【理由及び経過説明】		

[添付書類]

上尾市下水道指定工事店証(毀損の場合のみ)

年 月 日

上尾市下水道指定工事店指定辞退届

(宛先)

上尾市長

申請者	指 定 番 号	第 号
	ふ り が な 指 定 工 事 店 名 (商 号)	
	営 業 所 ・ 店 舗 の 所 在 地	〒 電話 ()
	ふ り が な 代 表 者 の 氏 名	
【理由】		

[添付書類]

- 1 上尾市下水道指定工事店証
- 2 選任する責任技術者の責任技術者証の写し

上尾市下水道指定工事店異動届

（宛先）

上尾市長

指定番号 第 号

指定工事店名（商号）

代表者氏名

異動事項	記入事項	新	旧
商号又は組織の変更	ふりがな 商号（組織）		
添付書類	指定工事店証の原本、商業登記簿謄本（法人の場合のみ）及び選任する責任技術者の責任技術者証の写し		
営業所又は店舗の移転	住 所		
添付書類	営業所又は店舗の平面図・付近見取図及び写真、指定工事店証の原本、商業登記簿謄本（法人の場合のみ）並びに固定資産物件証明書（建物登記簿謄本でも可）又は賃貸借契約書の写し		
電話番号の変更	電話番号		
添付書類	なし		
代表者の変更	ふりがな 氏 名		
添付書類	指定工事店証の原本、履歴書、商業登記簿謄本（法人の場合のみ）及び契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものではないことを証する書類の写し		
代表者の住所変更	住 所		
添付書類	住民票記載事項証明書又は住民票の写し（住居表示変更通知書・商業登記簿謄本でも可）		

(裏)

選任する責任技術者の異動又は変更			
項目	ふりがな 氏名	住 所	摘 要 (登録市町・番号)
新		〒	
旧		〒	
新		〒	
旧		〒	
添付書類		選任する責任技術者の責任技術者証の写し	

選任する責任技術者の新規登録又は解除			
ふりがな 氏名	住 所	登録市町等	摘 要
		登録番号	
	〒		新規・解除
		第 号	
	〒		新規・解除
		第 号	
	〒		新規・解除
		第 号	
	〒		新規・解除
		第 号	
	〒		新規・解除
		第 号	
添付書類	新規登録の場合は、責任技術者証の写し、雇用関係を証する書類の写し 解除の場合は、責任技術者証の写し		

※県内の他の営業所又は店舗の責任技術者を兼任する場合は、摘要欄下段に兼任する営業所又は店舗を記入

(表)

第 号
年 月 日

上尾市下水道指定工事店指定取消・停止通知書

様

上尾市長



上尾市下水道条例第8条の11(第1項 第2項)の規定に基づき、指定工事店の指定を取り消した(指定の効力を停止した)ので、次のとおり通知する。

指定工事店	指 定 番 号	第 号
	ふ り が な 商 号	
	営業所・店舗の所在地	〒 電話 ()
	代 表 者 の 住 所 ふ り が な 代 表 者 の 氏 名	〒 電話 ()
	指定工事店の指定の効力を停止した場合における効力停止期間 年 月 日から 年 月 日まで	

指定工事店の指定を取り消した(指定の効力を停止した)理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

上尾市排水設備工事責任技術者登録申請書(新規・更新)

(宛先)

上尾市長

申請者	ふりがな 氏名	
	生年月日	年 月 日生
	住所	〒
	電話番号	()
	登録番号	第 号 (更新の場合のみ記入)
	勤務先	〒 所在地 会社名 電話 () 上尾市指定工事店指定番号 (第 号)

[添付書類]

- (1) 住民票記載事項証明書又は住民票の写し
- (2) 履歴書
- (3) 写真(最近3か月以内に撮影した上半身のもの 縦3cm×横2.4cm) 2枚
- (4) 新規登録の場合……下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験の合格証の写し
登録更新の場合……責任技術者証及び更新講習の受講修了証の写し
登録替えの場合……登録抹消証明書

第 1 1 号様式及び第 1 2 号様式を次のように改める。

上尾市下水道排水設備工事責任技術者証

(表)

上尾市下水道排水設備工事責任技術者証			
写真 縦 3cm 横 2.4 cm	登録番号	第	号
	氏名		
	現住所		
	生年月日	年	月 日
	有効期間	年	月 日まで
	発行年月日	年	月 日
上尾市長			印

(裏)

異動事項	年月日	異動後	異動前	備考
記事				

※ 本証に関する責任技術者の責務

- 1 排水設備の工事に関する業務に従事するときは、必ず本証を携帯し、市の職員等の求めがあったときは、提示しなければならない。
- 2 本証を毀損し、又は紛失したときは、直ちに、再交付を受けなければならない。
- 3 氏名、住所等に異動があったときは、直ちに、市長に届け出なければならない。
- 4 登録を取り消されたとき、又は登録の効力を停止されたときは、遅滞なく、本証を市長に返納しなければならない。

※ なお、本証は、ラミネート加工により作成する。

年 月 日

上尾市下水道排水設備工事責任技術者証再交付申請書

(宛先)

上尾市長

申請者	ふりがな 氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	〒
	電話番号	()
	登録番号	第 号
	勤務先	〒 所在地 会社名 電話 () 工事店指定番号 (第 号)

[添付書類]

- 1 住民票記載事項証明書又は住民票の写し
- 2 写真(最近3か月以内に撮影した上半身のもの 縦3cm×横2.4cm) 2枚

第15号様式を次のように改める。

責任技術者異動届

(宛先)
上尾市長

登録番号 第 号
氏 名

新住所	〒 電 話 ()
旧住所	〒 電 話 ()
ふりがな 新氏名	
ふりがな 旧氏名	
新勤務先	〒 所在地 会社名 電 話 () 工事店指定番号 (第 号)
旧勤務先	〒 所在地 会社名 電 話 () 工事店指定番号 (第 号)

[添付書類]

- 1 責任技術者証
- 2 氏名又は住所の変更の場合にあっては、住民票記載事項証明書又は住民票の写し

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の上尾市下水道条例施行規則（以下「新下水道規則」という。）第4条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う排水設備（上尾市下水道条例（昭和50年上尾市条例第18号。以下「条例」という。）第2条第5号に規定する排水設備をいう。以下同じ。）の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）について適用し、施行日前に行う排水設備の新設等については、なお従前の例による。
- 3 新下水道規則第5条の規定は、施行日以後に行う条例第5条の規定による排水設備計画の確認について適用し、施行日前に行う同条の規定による排水設備計画の確認については、なお従前の例による。
- 4 新下水道規則第14条の規定は、施行日以後に行う条例第12条の規定による選任について適用し、施行日前に行う同条の規定による選任については、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際、現に提出されている第1条の規定による改正前の上尾市下水道条例施行規則（以下「旧下水道規則」という。）第7号様式及び第10号様式（次項において「旧様式」という。）による書類は、それぞれ新下水道規則第7号様式及び第10号様式によるものとみなす。
- 6 この規則の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これに所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 7 第2条の規定による改正後の上尾市下水道指定工事店規則（以下「新指定工事店規則」という。）第2条の規定は、施行日以後に行う条例第8条の4の規定による申請について適用し、施行日前に行う同条の規定による申請については、なお従前の例による。
- 8 この規則の施行の際、現に提出されている第2条の規定による改正前の上尾市下水道指定工事店規則（以下「旧指定工事店規則」という。）第1号様式、第3号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式、第9号様式、第12号様式及び第15号様式（以下「旧様式」という。）による書類は、

それぞれ新指定工事店規則第 1 号様式、第 3 号様式、第 5 号様式、第 6 号様式、第 7 号様式、第 9 号様式、第 12 号様式及び第 15 号様式によるものとみなす。

9 この規則の施行の際、現に交付されている旧指定工事店規則第 8 号様式及び第 11 号様式による書類は、新指定工事店規則第 8 号様式及び第 11 号様式によるものとみなす。

10 この規則の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これに所要の修正を加え、なお使用することができる。